

別表

(3) 医療従事者の確保に関する事業

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
<p>地域医療勤務環境改善体制整備事業</p>	<p>病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。）1床当たり、133千円とする。</p> <p>ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。</p>	<p>医師の労働時間短縮に向けた取組として、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業にかかる費用。人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事費又は工事請負費、備品購入費</p> <p>ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得し、その加算の対象範囲となっている費用については、補助の対象外とする。</p>	<p>県内の病院もしくは診療所（歯科診療所を除く。）の開設者（診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合を除く。）ただし、救急用の自動車等による搬送実績またはその他診療実績について、別に定める実績を有し、以下の要件をいずれも満たすもの。</p> <p>(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。</p> <p>(2) 交付申請時点において、直近過去1年間のうち一度でも月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していることただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことにより当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。</p> <p>※派遣受入医療機関においては、様式1-4「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」の(1)イ(オ)に派遣元となる医療機関名を記載すること。</p> <p>(3) 2024年までに ・B水準、連携B水準の指定を予定している医療機関（各水準に求められている条件を満たす医療機関に限る。）については、各水準の対象となる業務に従事する医師は、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下 ・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。</p> <p>① 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。</p> <p>② 計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。</p> <p>ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容 イ 勤務計画と、連続当直を行わない勤務体制の実施 ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル） エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮 オ 当直翌日の業務内容に対する配慮 カ 交替勤務制・複数主治医制の実施 キ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用</p> <p>(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。</p>	<p>資産の形成につながらない費用（人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入） 10/10</p> <p>資産の形成につながらない費用（委託料、工事費又は工事請負費、備品購入費） 9/10</p> <p>資産の形成につながる費用とは、医療法人会計基準若しくは病院会計基準に基づいて作成する貸借対照表等で有形固定資産又は無形固定資産として計上されるものをいう。</p>